

平成 28 年 5 月 13 日 開会

平成 28 年 5 月 13 日 閉会

(臨時第 3 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 34 号

平成 28 年第 3 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 28 年 4 月 26 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 28 年 5 月 13 日 午後 2 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 橋 井 満 義

○応招しなかった議員

な し

第3回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

平成28年5月13日(金曜日)

議事日程（第1号）

平成28年5月13日 午後2時05分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回））について
- 日程第 4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回））について
- 日程第 5 議案第29号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回））について
- 日程第 4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回））について
- 日程第 5 議案第29号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
-

出席議員（10名）

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 高 森 彰 書 記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	松 嶋 宏 幸	建設産業課参事	益 田 英 則
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午後 2 時 05 分 開会

○議長（橋井 満義君） 開会いたします。ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達しておりますので、平成 28 年第 3 回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおり議案第 27 号から議案第 29 号までの 3 議案であります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（橋井 満義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、8 番、井藤稔議員、9 番、松田悦郎議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（橋井 満義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします、本臨時会の会期は議会運営委員会委員長から答申のあったとおり、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第3 議案第27号 及び 日程第4 議案第28号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第3及び日程第4は専決処分に関する議案でありますので一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回））について日程第4、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回））について一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第27号の平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）及び議案第28号、平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の専決処分についてその提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年3月31日を期日として専決処分を行ったものでございまして、議案第27号の平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第（10回）につきましては、決算見込みによる不用額を主なものとして、歳入歳出それぞれ9,499万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,464万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げますと、まず、10ページでありますけれども第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目の一般管理費の委託料を241万円減額いたしておりますが、これはマイナンバー制度のシステム整備における、厚生労働省分の契約差額による電算処理業務委託料の減額が、主なものであります。

次に11ページをご覧くださいますと、同款、同項、同目の負担金補助及び交付金を514万6,000円減額いたしておりますが、これは職員共済組合の追加費用等負担金の追加費用率の変更による減額が主なものであります。

次に同款、同項、第4目の財産管理費の委託料を287万6,000円減額いたしておりますが、これは境界確定測量業務委託料として公園用地にございます村所有地と、地権者所有者の土地交換の交渉が終了した後に、村土地所有地の境界測量を行う予定でありましたが交渉が最後まで至らなかったとい

うことで、境界の測量ができませんでしたのでそれにしたがって減額を行うものであります。

また、同目の公有財産購入費を4,880万6,000円を減額しておりますが、これは購入予定でありました土地開発公社所有地に交渉相手の交換候補地が含まれており、このまま購入をいたしますと、起債の繰り上げ償還が発生をすることになりますので、27年度は交換候補地以外の公社所有地を購入し、交換候補地の購入を28年度以降に延期したことによる用地購入費の減額を主なものとするものであります。

次に、12ページの第5目の企画費の負担金補助及び交付金158万円を減額しておりますけれども、これは路線バス運営負担金の路線バスの利用率の減少、及び企業立地促進補助金の交付対象者がなかったことによる減額が主な理由であります。

また、同款第2項の徴税費第2目の賦課徴収費の償還金利子および割引料を128万4,000円減額いたしておりますが、これは法人税における高額な過誤の還付が少なかったことによる減額が主なものであります。

次に、13ページをご覧くださいと第3款の民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の扶助費を574万9,000円減額しておりますが、これは障がい福祉のサービスにおける自立支援給付費の自立訓練と生活介護の利用減による減額が主なものであります。

また、同款、同項、第2目の老人福祉費の委託料286万4,000円を減額いたしておりますが、これは養護老人ホーム入所者の退所による老人保護措置委託料の減額が主なものであります。

次に、15ページでありますけれども、第2項の児童福祉費第3目の母子父子福祉費の扶助費を135万1,000円減額いたしておりますが、これはひとり親家庭の父母が就職に有為な資格を取得するための養成訓練期間について、高等技能訓練費を助成する事業の利用がなかったことによる減額が主なものであります。

また、同款第3項の生活保護費第2目の生活保護扶助費の扶助費を448万6,000円減額いたしますけれども、これは生活保護受給世帯の減と医療扶助の必要な世帯が少なかったことが主なものでございます。

次に16ページでありますけれども、第4款では衛生費第1項の保健衛生費第2目の予防費の委託料を228万9,000円減額しておりますけれども、これは定期接種の接種対象者を予防接種ガイドラインに基づく範囲で見込んでおり、その見込みより接種された方が少なかったことによる予防接種委託料の減額がおもなものであります。

次に17ページでは同款、同項で第4目で保険事業費の委託料を186万3,000円減額しております。これは、後期高齢者の人間ドックの受診が見込みより少なかったことによる減額が主なものであります。

す。

また同款の第2項の清掃費で第1目の塵芥処理費の負担金補助及び交付金を塵芥処理費の負担金補助及び交付金を149万7,000円を減額しておりますが、これは可燃ごみの処理量に応じた負担金の減額であります。

次に18ページでありますけれども、第7款土木費で第2目の道路橋梁費第1目道路維持費の委託料を203万1,000円減額しておりますが、これは例年より雪が少なく除雪車の出動が1回だったことが減額の理由であります。

次に21ページをご覧くださいますと、第11款の諸支出金、第1項の基金費、第1目財政調整基金費では決算見込みによる不用額を見込んで1,088万1,000円を積み立てることとしております。5ページの繰越明許費の補正であります。これは総合計画の見直しが3月末までに終了できなかったことが理由でございます。印刷製本費を繰り越すものであります。現在文書等の最終的な調整を行っており、この後パブリックコメントをへて見直しを完了し印刷製本を行う予定としての繰越明許でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に歳入の主なものを申し上げますと、7ページをご覧くださいますと第9款の地方交付税、第2項の地方交付税、第1目の地方交付税を2,124万4,000円増額しておりますが、これは普通交付税の1月交付分、特別交付税の3月交付分の確定によるものであります。

次に第13款の国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金を607万5,000円減額いたしておりますが、これは障がい者自立支援給付の利用の減による200万5,000円の減額と、生活保護費の世帯の減による336万5,000円の減額が主なものであります。

次に8ページをごらんいただきますと、17款で繰入金第1項で基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金で1,924万6,000円を減額して歳入歳出を調整しております。

次に9ページをご覧くださいますと、第20款の村債第1項の村債、第1目村債で土地開発公社の用地購入の減に伴う事業費を4,870万円減額し、あわせて第2目で臨時財政対策債では、歳出の不用額を調整し3,672万6,000円を減額したところであります。

次に、議案第28号の平成27年度日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の専決処分につきましては、歳入歳出それぞれ170万7,000円を追加して、歳入歳出それぞれ3,836万6,000円とするものであります。4ページをごらんいただきますと、歳出からであります。第2款の後期高齢者医療広域連合納付金、第1項の後期高齢者医療広域連合納付金、第1目も同様の名前で負担金補助及び交付金を170万7,000円増額するものであります。これは後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金をあわせた納付金3,561万3,000円を広域連合へ納付することにしてはりましたが、保険料

の調停見込みが増額となったことに伴いまして、納付金を170万7,000円増額補正するものであります。つづいて歳入でありますけれども、第1款の後期高齢者医療保険料、第1項の後期高齢者医療保険料、第1目で特別徴収保険料につきましては、公正に伴う還付による6万3,000円を減額するものであります。また、第1款の後期高齢者医療保険料、第1項の後期高齢者医療料第2目の普通徴集保険料につきましては、徴収見込みの増によって177万円を増額とするものであります。以上が議案第27号及び議案第28号の専決処分の提案概要でありますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑については、各議案事に行います。

まず、議案第27号の質疑を行います。質疑はありますか。

はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。はじめにおうかがいしたいと思いますが、先ほど説明をされたところによりますと、この度の専決は決算見込みの額で不用額がたくさん出る見込みなので、それに基づいて専決をしましたという説明でしたけれども、その不用額が多く出るという時には専決をするということなんでしょうか。いままでもこういうふうになっていましたか。

それと説明の中では減額された部分は説明がありましたけれども、増額になったところがございます。そこはなぜそういうふうになったのか。返還金というのがあります。これはいつの返還金、何年度の返還金かということを説明下さい。

それからこの中で見てみますと、当初予算に組まれたものそっくりが減額になっている部分があります。そういうところについても説明していただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えいたします。専決は不用額はこういう時にするのかということですが、今回後期高齢者の増額の補正もありましたので、ということとそれと臨時財政対策債を後いくら借りるかという中で、不用額を調整して、臨時財政対策債を借入額を最終決定しないといけないということがありましたので、それに合わせて減額を行ったものであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 増額についてはですね、14ページの民生費の方で償還金利子および割引料ということであります。9万2,000円と。それから15ページの児童館費の87万2,000円ということでありまして、26年度の返還金ということで元来ですと、確定26年度の実績を27年度

にしまして、確定がほしい9月ごろにあつて12月ぐらいには補正をして変換という流れになるんですけども、とくに放課後児童の関係については25年度までは年度内清算であったということを知っています。26年度については年度外、翌年度への清算ということになって確定通知がきたのが28年3月31日だったということで、3月補正がちょっとできなくて、専決処分させていただいたということでもありますので、本来は返還金については12月までに補正をして3月末までに支払ったり、遅い部分については5月ごろに変換ということもありますけれども、ほしい翌年度清算ということで、とくに福祉保健課関係の補助金についてはそういうことが多いということでもあります。

〔「当初をそのまま返還、県が予算しちよいてごせ」と呼ぶものあり〕

総額がそのまま減額になっているということですが、先ほど説明しました中に西部地域の企業立地促進保持金ということでこれは県の条例に基づいて認定されています企業が、企業に日吉津の人が勤めておられる、これがまあ、工場の増設とか新築とかそういう場合に、新規乗用公用車について一人当たり30万の補助金を出すということで3人分、30万掛ける3人分組んでおりましたけれども、27年度はその該当がなかったということで総額90万を減額しております。

それから、先ほど説明の中にありました15ページの高騰技能訓練費の助成についても、まあこれはあの県の方がほしい毎年利用がなくてですね、なんですけれども、まあ県の方が予算を組んでくれということで当初から組んでおりますけれども、1人12か月分ということで組んでおりますけれども、補正をしつつ減額をして、最終的に全額、事業の利用がなかったので全額減額ということにしております。

後は、19ページの災害対策費の移動系無線設備点検委託料ですが、26年度はしていただいて、27年度も予算化してございましたけれども、27年度点検をしておりませんで、総額の26万6,000円を減額しているということでもあります。28年度は新に点検をするということで予算化をしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

後は、14ページの児童福祉総務費の報償費、結婚セミナー講師謝礼15万円ということで昨年度地域少子化ということで結婚セミナーを5回行いまして、27年度男性を対象にということで行っておりましたけれども、この会を行えなかったということでありましてこれが全額15万円減額になっております。一応わたしがわかる範囲では以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 先ほど返還金のことについて高田課長の方が二つ申し上げました。

14ページの保育緊急確保事業返還金と放課後児童健全育成事業返還金でございまして、放課後児童の方につきましては3月31日という説明をいたしました、保育緊急確保の方はこれが3月28日に

額の決定通知がきておりまして、その関係でこの度の専決になったということでご理解をいただきましたと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） あの、説明いただきましたけれども、あの、なるほど納付書を見ますと3月31日の通知で、4月のいくらまでにお払い下さいということになっていたと思うんですけども、確定通知というのはもっと前に来るんじゃないかと思うんですよね。したら、3月議会には出せるんじゃないかと思いますが、これあの、31日の納付書になっていますと、31日に届くのではなく4月に届くことになるとは違いますか。県からの納付書が届く場合、違いますか。なんかわたしはそういうふうに見たんですけれども、で、専決というのが先ほどあった減額でするのではなくて、ここが中心で専決をしていかないといけないというふうになったんじゃないかと思ったんですけれども、説明のやり方っていいですかね、減額がたくさんありますのでそこに中心を置いてっていうこととは違うのではないかというふうに捉えています。

もう一度そのところを説明をお願いいたします。

それと、小学校の一つすみません。教育委員会ですかね、工事費で54万ですか、してあるのに、少しの工事費で終わっていますけれども、それはきちんと工事が終わってこれだけしか支出がなかったということになるんでしょうか。その点をあわせてお願いします。

それと先ほど説明の中にありました臨時財政対策債ですか、それをどうするかということの中でこういうやり方をやりましたということが出てきたんですけれども、これはあの28年度に向けてそういうことをしていくその前提でこういうやり方をやられたということなんじゃないかな。で、はじめにも質問しましたが、今後こういう専決処分でする額を出してこられるのかどうかということも再度伺いいたします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほどの3月31日の件ですけれども、3月31日に通知日が出ていたので、本来ですとその確定というのが9月ごろ、決算、実績が終わって確定して、県の方から確定通知が出て返還ということで、まあ確定通知が出てから返還がくるのがだいたい3月ごろ返還をお願いするという納付書が出て、4月支払いとかということがありますが、今回の場合は3月31日付で通知が出て、納付がその後だったということでまあ補正ができなかったということですので、ご理解をお願いできませんでしょうか。その文書はありますので、通知、28年3月31日付の確定通知ということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから減額だけじゃなくて、増もあるんじゃないか、この分があるんじゃないかということですけど、まあこの辺も含めてですね、総額を見た中で先ほどの臨時財政対策債の絡みがあって、まあ専決処分をさせていただいたということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員のご質問にお答えします。20 ページの工事請負費減額が47万4,000円ということで、説明が水路改修工事ということで、これは水路改修がきちんと終わったのかというご質問ですが、説明のところに等という、等という字がちょっと抜けていまして、ここの工事請負費は小学校の雨水排水の改修工事を当初計上していました。途中補正をさせていただきまして体育館の太陽光の発電の電力系の補正をさせていただいておりまして、そういったそれぞれの工事の受差で最終的に47万4,000円の不用が出ております。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） 専決処分を28年度もこの方向の考え方でやるのかということでもありますけれども、27年度の不用額の総額が9,400万という多額なものになっていますので、それは臨時財政対策債をいかに抑制してその発行をしていくのかというのを基本にしていますので、そこで年度末にじゃあ臨時財政対策債を1億3,000万まるまる借りるのか、少なくともなんぼか削減をして、発行をして、今年度の負債を軽減するというほうの方がいいのではないかという、基本的な年度の動かし方を考えていますので、このような額が出るということになるとやっぱり専決をやっていかなければならないし、3月の段階でさらに補正の精度を高めていくことが必要であろうというふうに思います。

で、三島議員が言われるのは3月にもっと精度を高めておけということであるのかも知れませんが、民生費の部分は扶助費のところが多くに大きいので、なかなかそこが年度内に確定しづらいところが多分にありますので、例年でいきますとやっぱりその国の扶助費にかかわる返還金等もかなり出たりしておりますので、ここをなるべく精度を高めたというふうに思いますけれども、でも、年度内にたらだったということがあってもいけませんので、まあ固いところをみておるといのが実態でありますので、その都度判断をして行かざるを得んなということでもありますので、このような多額のものになった時には、やっぱり専決をしていかざるを得んなということで、3月の補正予算が不十分であったということも検討に加えながら、これからの対応をして行きたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 2、3質問させていただきたいと思います。このあの、先ほど専決処分と

いうことで、いろいろ聞かしていただいて説明いただいたわけですが、これ見ますと平成 27 年度の当初予算の時に数字が予算として出てきたものが、まるまる最後まで残ってこのように、いわゆる減額補正で上がってきたというのがですね、25 項目ほどあります。それでその一部については先ほど村長や課長の方から説明をいただいて、ああそういうような事情もあるのかなということでは先ほどわかったんですが、その他でもたとえばこの中で、本当にこういうのはそういうような執行するような条件がなかったんで本当に執行する必要がなかったんか、あるいは必要があるけれどもなんらかの理由で執行できなかったんかというような、どっちだろうかというような、思われるのがあります。そういうことでこのあたりについて、まあ 25 ほどあるわけですが、村長、どのように判断しておられるかまずお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 石村長。

○村長（石 操君） 25 項目を全部掌握チェックしておりませんので、具体的な答弁にならんのかと思いますけれども、予算上は科目存知みたいところもございましてですね、それが結構目につくのではないかと、必要に応じて予算を執行しなければならないということのためにやっておるというものも結構あるということだと思いますので、ここで答弁ができるのはそんなところかなあと、いちいちの項目をお示しいただければそのいちいちをお答えをするということになろうかと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 一つ一つ示してくれればということですので、聞いてもええわけですが、ただそうするとまあ余分な時間がかかりますので、まとめて要点のみ聞かせていただきしたいと思います。とういうのがですね、ようは予算の執行管理がやはり順調にいったらとらうかというわたしたども心配があります。それで長い間、予算科目として残ってそれが執行されずにまた翌年に繰越になっとなのが、中見るとあります。平成 26 年から 26 年、27 年と繰り越しになってまた 28 年度先般の予算の中にとると、また同じ金額で上がってきるというのもありますので、そのあたりはやはり一回検討して見ていただく方がいいんじゃないかと、たしかに予算上の科目存値っていうのでしょうか、残値っていうのでしょうか、そういうことで数字として残したいという科目もあるかも知れませんが、ただでも見る限りではそういうのはどうもなさそうですので、村長おっしゃいますけれども、一つ検討いただければどうだらうかと思います。

ようはあの執行状況を確認していただく時期をきっちりもっていただいてるんだらうかという心配がございます。それで条例がありますよね、この点についてお聞きして見たいと思いますが、日吉津村の財政状況の作成及び公表に関する条例というのがございます。ご存じだと思いますけれども、

それでこれについては公告式条例で公表するということになっております。これは年に2回ありますよね、4月1日から9月の末までの11月30日に、それから10月1日から3月31日までのを5月31日、ようは出納閉鎖の期日までにですね、公表するというのがありますけれど、わたしもちょっとよう確認しておりませんが、これは公表しておられますでしょうか。ちなみにですね、これで公表する項目というのは歳入、歳出、予算の執行状況というのがまさにこの項目があります。今回まあ先ほども同僚議員からも質問があったんですが、その他財産調査及び一時借入金の現在高、公営事業の経理状況、その他村長が必要と認められる事項となっております。このあたりの運用状況がもし話していただければお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 財政状況は広報等には載せておりますけれども、この条例に基づいた公表というのがちょっとされているかということがちょっとわかりませんが、まあもし条例上乘っているものがされていなければ、今後きちっとしていかなければいけないかなというぐあいに思っておりますので、その辺は検討を加えて行きたいというぐあいに思います。以上。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。ぜひ検討を一つお願いしたいと思います。というのが必要な予算がせっかく議会の方も意気込んで議決しとるわけですね、それがそのまま執行されずに残るというようなことであればやはり村民の期待に応えれないということにならないんじゃないかという気がしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう一つ本当に心配なのがあります。この25の中にはですね、ひょっとしたら法定事項になつたらせんだらうかというのがあります。たとえば先ほど課長の方からもありましたけれども、移動無線機の点検委託料ですか、やな関係とかですね。それから産業医の関係なんかもあります。後細かくは申しませんが、法定事項になつとるものがそのまま執行せずに予算繰越でなくて、事業もせずにそのままつぎの新年度にまたあらたに同じように予算組されてきとると、じゃないかと思われるものもありますので、わたしも細かくはちょっと研究しておりませんのでよくわかりませんが、そのおそれがある、あるいはそれに近いような内容の事業もあつとるようになっておりますので、一つその点、確認していただきたいと思っておりますけれども、村長ひとつお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども、ちょっと説明しましたけれども、たしかに法定かどうかちょっとわたしも確認しておりませんが、移動系の無線設備の点検ができてなかったということで担当の方にも28年にはきっちりやるようにということで行っておりますし、産業医の委託料につい

てはたしかに 50 人以上の事業所につきましては、衛生委員会を必置ということでありまして、まだこの衛生委員会が確実にできていない部分もありまして、なおかつ産業医というのがなかなかおられませんが、なかなか委託できなかったという部分がありますので、また委託の前にですね衛、生委員会をきちっと作っていかないといけないということで、その辺であとは産業医をどうしていくかということとは 28 年度またその辺を十分検討をして行きたいという具合に思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 一点質問いたします。17 ページの後期高齢者の人間ドックについて減額の説明を受けました。この後期高齢者の人間ドックの費用については、後期高齢者の保健の方からは一部も負担金なしでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の質問にお答えいたします。後期高齢、広域連合の方から負担金がございます。

〔負担金はありますう〕と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） はい、たって質問して下さい。

はい、江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） えっと、この後期高齢者の人間ドックの受診件数といいますか、受診率いって、どれくらいのもんですか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 今、細かいデータを持ちあわせておりませんので、もしよろしければ後ほどご報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は原案のとおり承認されました。

つぎ、議案第 28 号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 29 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 5、議案第 29 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 29 号、平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）についての提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 396 万 4,000 円を追加して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 3,022 万 2,000 円とするものであります。

4 ページをご覧くださいますと、歳出でありますけれども第 3 款の民生費、第 2 項児童福祉費、第 5 目児童館費で委託料工事請負費として、396 万 4,000 円を計上いたしております。児童館は以前より 5、6 年生の利用がありましたが、トイレは男女共同で利用しておりました。男女のプライバシーをなんといいですか、男女別々の観点からということでは、昭和 54 年の建設ですのでその点では配慮がたらなかったということがございますけれども、近年 5、6 年生の児童館の利用が増加してきておりますので、男女のプライバシーを保護するために現在のトイレの西側の和室を倉庫的に今使っておりますので、その間口 2 間の部屋ですけれども、その 1 間分を女子のトイレの専用にするという、洋式のトイレを 2 基設置するというのでプライバシーを守り、高学年も利用しやすい児童館とするため児童

館の改修をするものでございまして、設計委託料は27万円で、増設工事請負費が369万4,000でございますので、よろしく願いいたします。

で、歳入の方では17款で繰入金、第1項の基金繰入金、第1目の財政調整基金で396万4,000で歳入調整をさせていただいておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いして、夏休みの児童館利用に間に合わせたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長(橋井 満義君) 提案説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 5番、三島です。トイレが改修されるということはたいへんいいことだと思います。小さい子どもですけれども、お便所に行くのがたいへんだということは聞いておりました。そういうことからですが、わたしは、これは少し意見がありまして、昨年1年ほど前にあそこの児童館に行くということを前提に説明会があって、行かれたお母さんから意見がありました。で、そのことを伝えました。手洗い場も黒くなっているし、いろんな所が悪くなっていると、やはりそこをきちっとしてもらわないと、子どもに不衛生ですということがありましてそれを伝えました。トイレのこともありました。それでトイレはすぐにはできないので、年度末ですので、じゃあ次に検討をしますということであったと思っております。ですので、やはり、あのそれは聞いた時にきちっと対応してほしいということを申し上げておきたいと思ってたさせていただきました。今後よろしく、お願いをいたします。

○議長(橋井 満義君) 今の質問については、答弁は。

○議員(5番 三島 尋子君) すみません。質問でないといけませんので、答弁よろしく願いします。

○議長(橋井 満義君) 今の三島議員の、ご意見のようにも質疑のようにも受け取れますけれども、先ほどの意見を踏まえた中での、担当の答弁として受け止めて答弁をいただきたいと思います。

村長。

○村長(石 操君) 現場から直接声が上がって、上がってといいますか、直訴を受けたようなことでございますので、その点は配慮が不十分だったなあということをおことわりをしながら、夏休みに間に合わせたいということで取り組みをしますので、三島議員のご意見承りまして、児童館そのものが外から見られた時に、非常に古いなということ、まず第一印象で言われた意見が今年の春にも伝わってきましたけれども、まあ32年たっていますので、こんなもんなんですけれども、われわれはその毎日見ているのでその感性が古くなった、配慮がたらんというところがあるというふうには、日頃からどうしてもそんなもんだというふうに思ってしまうとこういうことになるのかなあとい

うことで、改めて反省を持って取組みをしたいということでもありますけれども、まああの建物そのものは夏休みの状態等を考えたり、いまの児童館のあり方等を考えると、たとえば中学生、高校生等も児童館が利用できるようになるような、高校生等までも引き受けができるような、児童館も求められつつあるのではないかとこのように考えておりますので、そんなことも念頭にいれながら考えていきたいと思っております。

十分な答弁にならないかと思っておりますが以上であります。

○議長（橋井 満義君） 三島議員よろしいですか。

ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） あの、8 番井藤です。これからいわゆる設計委託をされるということで、すのでまだ、決まっていない部分もあるかも知れませんがちょっとお聞きしたいと思います。

あの先般委員会の方で視察させていただいた時に集会室の使いましてですね、それをトイレといっしょのエリアにして、それでもって男女のトイレを分けるということでお聞きしたんですけれども、当然それは出入り口が別で壁があってと、男女は壁があってというようなことは当然考えておられますでしょうかというのが一点であります。

それともう一点は、いろいろトイレの便器がありますよね、便器がありましてね、これから高学年の、高学年っていったらおかしいんですけども、現在が、5、6 年生が利用者の中では上級生ということのようなんですけれども、今の村長の話でこれから中学生もどうだ、こうだというような先ほど話を、流れが出て来るかも知れんということをおっしゃってましたけれども、そういうことであればいわゆる便器の類ですね、大便するところもあるし、しょんべんするところもあるし、それから小さい子から大きな子まで使うという、当然そういうやな状況も考えられるわけなんですけれども、たとえば3 歳、4 歳の子どもとそのいわゆる小学校5 年、6 年生と同じような子がというのはなかなか難しい面があると思うんですけども、そのあたりのトイレ、たとえば便器なんかの件ですね、今構想がもしおありでしたらちょっとお聞きしたいなあと思っております。

以上2 点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、一点目の出入り口は別かということなんですけれども、これは男女別でそれから壁は当然あります。

それから2 点目の便器の類なんです、いかんせんまあ集会室をつぶしてといってもスペースが限

られておりますので、今あるものについては男子が使うということで、大のほうは和式二つ洋式が一つとなっております。それから新しく作る方は便器を二つのスペースのしかございませんので、二つ作る予定でして、いずれも洋式トイレというのを予定しております。以上です。

一応想定としては、小学生以上を対象としております。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番井藤です。もう少しちょっとお聞きしたいと思いますけれども、高学年が使うようになると、たとえば女の子であればですね、やはり用を足している時に音ね、どうだこうだというやながありますよね、やっぱりそうやなところまで配慮されるような予定があるんでしょうかということと、逆にですね、わたし先般ちょっとある人から聞いたんですけれども、最近ほとんどが洋式になって、座ってやるような家庭が、家でも大半なので男の子が立ちしょんをするのがなかなか覚えないということと言われる人があります。やはり立ちしょんをするようなのも、男の子の方にも一つ作っておいてやる方がいいじゃないだろうかという気がいたしますけれども、そういうようなあたりは多少考えておられるのでしょうか。このあたり、もしわかればお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） まず、一点目の音の配慮ですけれども、新しく壁を作りますので特に今そのたとえば消音の何か、音が出るとかそういったものは今のところ考えてない状況です。それでまあできまして、その辺で何か不便があれば対応していきたいなというふうに思います。

それから男子の方なんですけど、今男子用の便器が三つありまして、それはそのまま残しますので、はい、わたしのちょっと説明不足でしたけれども、今あるものはそのまま、全部男子が使うということになります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 確認ですけれども、そしたら立ちしょんする部分も残るということですね。

最後に一つ聞かせて下さい。集会室をつぶすようになるわけですが、先般ちょっと伺った時に見せていただきましたら、一応物が一時的に置いてあって、これをとって格納する場所は別にあるので、そこを空けてトイレに改修するんだという話は伺ったんですが、集会室はどうなんでしょうか、もう必要がなくなったような状態なんでしょうか。

今まで、ここは使われてなかったような場所なんでしょうか、そのあたりもしわかれば、あるいはもし必要であればそのあたりはどのように今後されるのかなということ思うんですけれども、そのあ

たりでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。集会室の利用ということで、昨年までの利用状況は完全には把握はしておりませんが、今、この間ご覧いただいた時に結構ものが置いてありました。あの物、結構あったんですけども、以前はもっと物があふれておりまして、あれでも中央公民館が解体する時にかなり不用の物をいっしょに処分したということで、あの状態になっております。ですからあそこ、何かこう活発に使っていたということはないと思われまので、そのあたりでは大丈夫かなというふうに思います。

それと、まああのスペースが半分になるわけですが、どちらかというところからは今あるものを半分に集約してまとめておいていくので、使用という観点で見るとちょっとむずかしくはなりませんが、それはあの、他の部屋で代用していくということになると思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。先ほど新しく作る女子の方のトイレの話ですが、便器が二つとも洋式ということでしたけれども、これは現場の先生というか、中原さんなり、子どもたちの声、保護者の声は聞かれたでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 現場の職員とはちょっと話はしましたけれども、保護者の意見ということでは職員が聞いているかも知れませんが、わたしは直接は聞いて判断はしておりません。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） まあ職員さんがそれなら大丈夫かと思うんですけども、今よその洋式に座れない子どもさんがいるという話もありますので、ここまで配慮してくださるんならそのところの、本当にびっくりするくらいおしりを浮かせてするという、小学校のトイレの時にもあったんですけども、なので公民館などでも女性のトイレも和式を一つ残すというような配慮をしているその辺のことも考えていただきたいと思います。ので、ちょっとそこまで考えていただけるといいかなと、洋式二つで十分だと思わうんですけどもその辺のところも考えていただきたいと思いますが。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい、ありがとうございます。これからのまた、工事になりますのでその辺も考慮していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。この時期の大型補正という、まあ大型、うちの予算的には大型補正になるのかなというふうに思っていますけれども、先ほど村長の方からは直訴があつてとりあえずというような、まあ冗談半分のこともあると思いますけれども、どうもね、わたしこの間教育民生でもここに視察に行っているいろいろ職員の方のご意見もお伺いしたりしたんですけれども、この時期の大型補正、27年度中の、28年度予算時期にこういうことが上がってこなかったのかなと素朴な疑問をもつわけで、まずこれが一点、その辺どうだったの、まったくテーブルにあがってなかったのかなということ。

それから二点目が、村長のお言葉をお借りすれば相当古くというような、築32年、このあたりの将来的な展望っていうですかね、一つうちの目玉でもある子育て支援のこういう場所のですね、児童館、こういうものの展望はどういうふうに持っておられるのかなと、この間もちょっとこのあたりについても話したところですけども、もちろんこうして男女を分けてね、予算を投入するということはもちろん理解しますけれども、あまり大々的な、たとえば体育館のフロア全部張り替えるとか、わたしはそこまでは必要ないのかなと、それであるなら将来的な展望がどうあるのかなということを逆に考えておくべきかなというような気がしたんですけども、そのあたりどういうふうに考えておられますか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 以前はですね、その話は前から出ていたんですけども、工事という話ではなくて、今あるものをカーテンを付けてということで、まあ修繕ということで27年度するという中でやはり工事が必要ではないかということがあって、今回に至ったということで27年度は一応カーテンの修繕ということで、さっき言った男子の小便器と大の方との間にカーテンを置くことで男女の区別をしようというような児童館の方の提案があって、そういう形にしましょうということで、一応してあるのはしてあります。修繕ということで、で、今回の工事に至ってきたということでありますので、流れはそういう形であります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 32年たっていますが、どうするのかということでありますが、あの具体的にはどうだこうだということではまだお答えができませんけれども、村民の皆さんや議員の皆さんも感じていらっしゃると思いますけれども、やっぱり児童館が、あの夏休みの状況を見ますと昼食を食べる場所あたりも狭いと、二部屋に分かれてやりますけれども、狭いということがあります。それはあの、冷房が付いたところですので狭いということですので、あの辺はやっぱり改善をせないけんなど

ということだと思っております。それから保育所においては、今の時代、ここも相当古くなってしまっていて、南部町の法勝寺にあります新しい認定こども園の保育室を見ますと、うちの保育室から見るとかなり、120人定員ですけれどもかなり余裕のある一つ一つの保育室になっています。で、知事さんが子ども子育ての視察で保育園を来られた時に、年中児が22、3人が部屋に入ってまして、みんないい子して並んでいました。で知事さんはそれを見て、これはじっとしているのでいいけれども、子どもが動くときは狭いよね、という話でしたのでやっぱりその辺の課題は抱えておるということでは、今今ということではありませんけれども、やっぱりそういうことを考えながら施設のあり方や子どもの育て方、そして最近では保育所や高齢者がその保育役割を果たすというようなところも全国では事例として出てきておりますので、そんなことは一体的に検討していくことがこれから求められていくのではないかと考えています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。まああの予算が絡むことですので、なんでもかんでも新しくすぐというわけにも当然行かないというふうに思っております。それでですね、こういう事案を考えるとですね、以前、まああの児童館の前のグラウンド、水たまりの件も今の総務課長が福祉保健課長の時にですね、早急に地上げされてですね、とりあえず水たまりは解消できたというふうには思っております。

まあそのあたりについて、下水の管については、下水じゃなくて雨水ですね、それについてはちょっとむずかしいじゃないかということで見解は聞いてたんですけども、そのあたりどうもまあ、この間現場のお話し聞く限りは水たまりは解消できたということで、雨水の配管まではどうもいいだないかというようなご意見は聞いたところですけども、そのあたりは福祉保健課長どのように考えられて、高田総務課長に言ってもいけないんだ。福祉保健課長に言わないけんだ。どげなふうに分かっているのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい、山路議員の質問にお答えいたします。先日もいっしょにお話しを聞きましたけれども、まあ今は大丈夫だということを言っておりますので、とりあえず現状の様子を見たいというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） そういうお言葉でしたね。はい、今思い出しました。

えっと、あとはですね、同僚議員の言葉借りるわけではないですけども、まああの保護者なり現場の意見は、村長もそういう考えでおられると思うんですけども、まあ吸い上げて議会の方として

もどンドン、こういう意味では子どもたちの環境の問題ですので、議会としても取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。ほかにないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 29 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

○議長（橋井 満義君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、平成 28 年第 3 回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午後 3 時 12 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員